イ　電気設備工事
ａ　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
ｂ　平成８年４月１日以降に、上記④イ(B)の要件（火災報知設備を除く）を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち一者が上記④イ(B)の要件（火災報知設備を除く）を満たす施工実績を有すること。
ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
ｄ　配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
ウ　暖冷房衛生設備工事
ａ　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
ｂ　平成８年４月１日以降に、上記④ウ(B)の要件（排水設備を除く）を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち一者が上記④ウ(B)の要件（排水設備を除く）を満たす施工実績を有すること。
ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
ｄ　配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑸　工事監理企業の参加資格要件　工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦の要件を満たすこと。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。
工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、下記④イからオによること。
なお、下記④イからオの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。
④　次のアからオに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。
各監理主任技術者については、工事管理者の下で担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものとする。
ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律201号）第５条の４第２項に規定する業務及び総括に関する業務。
イ　建築　建築士法（昭和25年法律第202号）第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）別添一（以下「別添一」という。）２工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務における総合
ウ　構造　別添一２工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務における構造
エ　電気設備　別添一２工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務における電気設備
オ　機械設備　別添一２工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等
⑤　工事監理者及び建築監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
⑥　工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、平成８年４月１日以降に、完成・引渡しが完了した次のアからウの要件を満たす新営工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第５条の４第２項に規定する工事監理者としての実績であること。
なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないものとするが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めないものとする。
また、入札参加表明に係る資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。
工事監理者及び各監理主任技術者については、各担当工事の工事監理業務が完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして発注者に承認された場合の外は、変更を認めない。
ア　工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、上記２(3)⑧エ(A)の要件を満たす者であること。
さらに、工事監理者については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。
イ　電気設備監理主任技術者については、上記２(3)⑧エ(B)に示す要件を満たす者であること。また、上記２(3)⑧エ(B)ｃに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。
ウ　機械設備監理主任技術者については、上記２(3)⑧エ(C)に示す要件を満たす者であること。また、上記２(3)⑧エ(C)ｃに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。
⑦　配置予定の技術者が地方公務員である場合は、地方公務員法第38条第１項の規定を満足していること。
⑹　維持管理企業の参加資格要件　維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③の要件を満たすこと。
①　平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「関東・甲信越」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされている者であること。